

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月26日
【会社名】	株式会社ニトリ
【英訳名】	nitori Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 似鳥 昭雄
【本店の所在の場所】	札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都北区神谷三丁目6番20号
【電話番号】	(03)6741-1204
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部 ゼネラルマネジャー 前田 克己
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,143,100,000円 (注) 1. 本募集は、平成20年5月16日開催の当社定時株主総会の決議および平成21年3月17日付取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、ストックオプションを目的に発行するため無償で発行するものとします。 3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年3月17日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成21年3月26日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

##### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

欄外注記

##### 2 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額 行使価額は、<u>割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値、または割当日の終値（当日取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数を切り上げる。</u> ただし、（注）2. の定めにより調整されることがある。</p>
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額 行使価額は、<u>1株当たり5,912円とする。</u> ただし、（注）2. の定めにより調整されることがある。</p>
----------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 <u>2,126,787,500</u> 円（注）3.
---------------------------------	-------------------------------

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 <u>2,143,100,000</u> 円（注）3.
---------------------------------	-------------------------------

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 発行価格 <u>(注) 4.</u> 1株当たりの発行価格は、<u>行使価額と同額</u>とする。</p> <p>2. 資本組入額</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
--	---

(訂正後)

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 発行価格 1株当たりの発行価格は、<u>1株当たり5,912円</u>とする。</p> <p>2. 資本組入額</p> <p>① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> <p>② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
--	---

欄外注記

(訂正前)

(注) 1. <省略>

2. <省略>

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。なお、この金額は行使価額の調整により増加または減少することがある。

4. 発行価格は、平成21年3月26日に決定する。

5. 新株予約権行使の効力の発生

新株予約権行使の効力は、行使請求の受付場所において、受領された「新株予約権行使請求書」が本新株予約権の行使に際する払込取扱場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

6. 株式の交付方法

前記5.の確認を行った後、新株予約権者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、株式の交付を行う。

(訂正後)

(注) 1. <省略>

2. <省略>

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額の調整により増加または減少することがある。

4. 新株予約権行使の効力の発生

新株予約権行使の効力は、行使請求の受付場所において、受領された「新株予約権行使請求書」が本新株予約権の行使に際する払込取扱場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。

5. 株式の交付方法

前記5.の確認を行った後、新株予約権者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、株式の交付を行う。

(注) 4.の全文削除及び5. 6.の番号変更

## 2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額 (円) (注) 1.	発行諸費用の概算額 (円) (注) 2.	差引手取概算額 (円)
<u>2,126,787,500</u>	4,000,000	<u>2,122,787,500</u>

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額 (円) (注) 1.	発行諸費用の概算額 (円) (注) 2.	差引手取概算額 (円)
<u>2,143,100,000</u>	4,000,000	<u>2,139,100,000</u>

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算したものであります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。